

告 示

埼玉県告示第千四百二十三号

令和五年埼玉県告示第六百八号で公示した公共測量は、令和五年十一月十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕